

# 令和4年度 子ども食堂等助成事業 実施要項

社会福祉法人 石川県社会福祉協議会

## 1 趣 旨

社会福祉法人石川県社会福祉協議会では、令和4年度に児童福祉を推進するよういただいたご寄付で、児童の健全育成の一助となることを目的に、地域の子ども食堂等への助成事業を行います。

## 2 助成対象事業

困窮する世帯の子ども等への食生活支援や食材を介して親子と地域の交流を深める場づくり等を行っている子ども食堂等が実施する事業とします。

ただし、下記に該当する場合は助成対象外とします。

- ① 国または地方公共団体が経営し、またはその責任に属するとみなされる事業
- ② 国籍、宗教、政党、組合等、支援の対象が限定されており一般には開放されない、構成員の互助共済を主たる目的とする事業
- ③ 社会福祉を目的としていても、宗教、政治、組合等の運動の手段として行われる事業
- ④ 名称の如何に関わらず、営利を目的に行っているとみなされる事業
- ⑤ 助成による効果が期待できない事業及び助成金以外の収入をもって実施することが適当と認められる事業

## 3 助成対象経費

上記2の対象事業を実施するための事業費（消耗品費、食糧費、印刷費、通信費、光熱水費を含む賃借費等）および備品・器材購入費

※人件費は対象外となります。

※団体が利用する拠点整備のための設備購入が主なもの（会場として借りる施設に設置するガスコンロの購入）など、本会が助成の趣旨に沿わないと判断したものは対象から除外します。

## 4 助成対象団体

- ① 石川県内で無料または低額で食糧を提供している子ども食堂等  
※法人格の有無は問いませんが、営利企業・団体は対象外とします。
- ② 申請時（令和5年1月時点）において、団体設立から1年以上が経過していること
- ③ 運営スタッフが3人以上であること
- ④ 団体・グループ名が記載されている振込口座を持っていること

## 5 事業実施にあたってのスケジュール

令和5年1月末	<b>助成申請締め切り</b>
令和5年2月上旬	<b>助成団体等の決定、決定通知の送付</b>
令和5年2月末	<b>助成金の送金</b>
助成決定～5月	<b>助成事業実施</b> 助成決定後、令和5年5月までに助成金を活用した事業を実施してください。 助成申請以前から取り組み、助成決定後も継続するものや助成決定後に着手するものも対象
令和5年6月末	<b>助成事業の実施報告</b> 利用者の感想や実施状況がわかる資料（チラシ、写真等）を添え報告してください。

## 6 助成額

1団体5万円

## 7 助成申請

助成を希望する場合は、下記の申請書及び関係書類を送付してください。申請書類等に不備がないよう十分ご注意ください。

《提出書類 2点必須》

- ① 助成申請書（様式）
- ② 定款や会則、あるいは会の目的や活動内容がわかる書類（パンフレット・チラシ・写真等）

## 8 申請書提出期日

令和5年1月31日（火）（消印有効） までに 郵便・メールで提出ください。

## 9 問い合わせ・申請書類送付先

社会福祉法人石川県社会福祉協議会 総務管理課

〒920-8557 金沢市本多町3丁目1番10号 県社会福祉会館2階

TEL：076-224-1212 FAX：076-222-8900 メールアドレス [ueda@isk-shakyo.or.jp](mailto:ueda@isk-shakyo.or.jp)